

## 墓地を使わなくなったとき・ほかの墓地へ引っ越すとき（墓地返還届）

墓地を返却いただくときは、墓石や収蔵された遺骨等がある場合、それらをすべて取り除き、元の状態に戻していただく必要があります。これらが完了したとき、または工事の予定が決定した段階で「墓地返還届」をご提出ください。

### ご提出いただく書類

- ・墓地返還届

### 次の書類を併せてご提出ください

- ・墓地利用許可証（紛失等の場合は「利用許可証再交付申請書」）

墓地を利用する権利を証明するものですので、墓地を返却する際は、市にお返しください。紛失等で、やむを得ず返却できない場合は、代わりに「利用許可証再交付申請書」に本人確認書類（運転免許証、保険証等のコピー）を添えてご提出ください。

#### ○東近江市墓地条例

##### （利用墓地の返還）

第 13 条 利用者は、利用墓地が不用になったとき、又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、その場所を原状に復し、返還しなければならない。

#### ○東近江市墓地条例施行規則

##### （墓地の返還）

第 9 条 利用者が条例第 13 条の規定により利用墓地を返還しようとするときは、墓地返還届(様式第 9 号)に利用許可証を添えて市長に提出しなければならない。